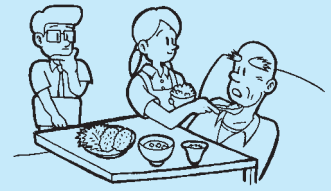


介護保険の訪問調査では こんなことをうかがいます。

介護保険の訪問調査は、要介護度を定める際の重要な資料となるものです。

新しく介護保険の申請をしたとき、一度受けた要介護の認定を更新するとき、要介護の区分を変更するときには、その都度、市の職員がご家庭にうかがって、身心の状態をチェックします。

訪問調査では、ご本人のお話はもちろん、いつもお世話をしているご家族からの情報も大切です。正確な認定ができるよう、日ごろから生活、身体状態を確認しておいてください。



訪問調査の調査項目です

問い合わせ 介護保険課 ☎(866)2069

↓ 普段の生活に支障をきたし、何らかの介護の手間がかかるかどうかでチェックされます。

- 手足に麻痺や筋力低下などがありますか。
- 手足の関節で動きにくい部分がありますか。
- 寝返りができますか。
- 寝た状態から起き上がることができますか。
- 床に両足がついた状態で、いすなどに10分間座っていられますか。
- 床に両足がつかない状態で、いすなどに10分間座っていられますか。
- 平らな床に10秒間立っていられますか。
- 5メートルくらい歩けますか。
- ベッドから車いすなどに乗り移りができますか。
- いすやベッドなどから立ち上がることができますか。
- 片足で1秒間立っていられますか。
- 一般家庭浴槽に出入りができますか。
- 身体を洗うことができますか。
- 床ずれはありますか。
- 床ずれ以外に処置や手入れが必要な皮膚疾患がありますか。
- 片方の手を胸元まで持ち上げられますか。
- 食べ物の飲み込みができますか。
- おしっこをしたいという感覚がわかっていますか。
- 便をしたいという感覚がわかっていますか。
- おしっこの後始末は自分一人でどの程度できますか。
- 便の後始末は自分一人でどの程度までできますか。
- 食べることに介助は必要ですか。
- 歯磨きはどの程度できますか。
- 洗顔は自分一人でどの程度までできますか。
- 整髪はどの程度できますか。
- 爪切りはどの程度できますか。
- 衣服のボタンの掛け外しはどの程度できますか。
- 上着やシャツなどの脱ぎ着はどの程度できますか。
- ズボン、パンツの脱ぎ着はどの程度できますか。
- 靴下の着脱はどの程度できますか。
- 自分の部屋の掃除はどの程度できますか。
- 自分で薬を用意して飲んでいますか。
- お金の管理はどの程度できますか。
- ひどい物忘れはありませんか。
- ぼんやりしていて、まわりのことに関心がなくなり、誰かが目をかけなければならぬことがありますか。

- 視力にどの程度の支障がありますか。
- 聴力にどの程度の支障がありますか。
- 自分の意志を他の人にどの程度伝えられますか。
- 介護する人の言うことをどの程度理解できますか。
- その日のおおよそのスケジュールを理解できますか。
- 生年月日や年齢を答えられますか。
- 直前に何をしたかわかっていますか。
- 自分の名前を答えることができますか。
- 今の季節をわかっていますか。
- 自分の今いる場所をわかっていますか。

↓ 以下は、その行動により、本人または周囲に対し、問題となる状況があるかで判断します。

- 物を盗まれたなど被害的になることがありますか。
- 作り話を周囲に言いふらすことがありますか。
- 実際にはないものが見えたり、聞こえたりすることがありますか。
- 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがありますか。
- 夜間不眠あるいは、昼夜の逆転がありますか。
- 暴言を吐いたり、暴力をふるったりすることはありませんか。
- しつこく同じ話をしたり、不快な音を立てることはありませんか。
- 助言や介護に抵抗することはありませんか。
- 目的もなく動き回ることがありますか。
- 「家に帰る」などと言い、落ち着きがなくなることがありますか。
- 外出すると一人で戻れなくなることがありますか。
- 一人で外に出たがり、目が離せないことがありますか。
- いろいろな物を集めたり、無断で持ってくることがありますか。
- 火の始末や火元の管理ができますか。
- 物や衣類を壊したり、破いたりすることがありますか。
- 便など排泄物をもてあそぶことがありますか。
- 食べられない物を口に入れることがありますか。
- 周囲が迷惑しているような性的行動がありますか。

↓ 過去14日間に受けた医療について
点滴の管理、中心静脈栄養、透析、人工肛門の処置、酸素療法、人工呼吸器、経管栄養、留置カテーテルなど